

## 大分大学オンラインによる入学者選抜に係る個人成績の開示に関する規程

令和5年11月28日制定

令和5年規程第61号

### (目的)

第1条 この規程は、大分大学（以下「本学」という。）におけるオンラインによる入学者選抜に係る個人成績の開示に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「個人成績」とは、次の各号に掲げる入学者選抜の成績をいう。

- (1) 一般選抜
  - ア 前期日程
  - イ 後期日程
- (2) 特別選抜
  - ア 総合型選抜
  - イ 学校推薦型選抜

### (開示の内容)

第3条 開示する個人成績の内容は、別に定める。

### (開示の申請)

第4条 受験者は、自己の個人成績のうち、別に定める内容についての開示申請（以下「開示申請」という。）を行うことができる。

- 2 開示申請は、当該入学者選抜の出願時に、本学が運営するインターネット出願システム（以下「出願システム」という。）で受験者本人が行うものとする。
- 3 開示申請を行う者は、開示申請に係る手数料（以下「手数料」という。）を納めなければならない。
- 4 手数料は、1件につき600円とし、出願システムで支払うものとする。

### (開示の方法)

第5条 開示の方法は、本学が運営するオンライン個人成績開示システムで行うものとする。

### (開示の期間)

第6条 開示の期間は、当該入学者選抜実施翌年度の6月1日から6月30日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、6月1日が土曜日に当たるときは6月3日を、6月1日が日曜日に当たるときは6月2日を始期とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、6月30日が土曜日に当たるときは6月29日を、6月30日が日曜日に当たるときは6月28日を終期とする。

(事務)

第7条 オンラインによる入学者選抜に係る個人成績の開示に関する事務は、学生支援部入試課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、オンラインによる入学者選抜に係る個人成績の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年規程第61号)

この規程は、令和5年11月28日から施行する。